

令和8年2月18日

令和8年第2回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名等	頁
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 4 号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第 5 号	宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 6 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	13
議案第 7 号	宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について	16
議案第 8 号	宮代町下水道条例及び宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	18
議案第 9 号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	20
議案第 10 号	宮代町手数料条例の一部を改正する条例について	25
議案第 11 号	宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附条例の一部を改正する条例について	27
議案第 12 号	宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第 13 号	町道路線の認定について	31
議案第 14 号	宮代町監査委員の選任につき同意を求めるについて	32
議案第 15 号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて	33
議案第 16 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて	34
議案第 17 号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めるについて	35
議案第 18 号	令和 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 6 号）について	36
議案第 19 号	令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	37

議案番号	件名等	頁
議案第20号	令和7年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	38
議案第21号	令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	39
議案第22号	令和8年度宮代町一般会計予算について	40
議案第23号	令和8年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	41
議案第24号	令和8年度宮代町介護保険特別会計予算について	42
議案第25号	令和8年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	43
議案第26号	令和8年度宮代町水道事業会計予算について	44
議案第27号	令和8年度宮代町下水道事業会計予算について	45

議案第3号

専決処分の承認を求めるについて

令和7年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費を緊急に計上する必要が生じたことから、令和7年度宮代町一般会計予算に2,095万6,000円を増額し、総額を146億9,016万4,000円とすることについて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）（別冊）

令和8年1月23日

宮代町長 新井康之

議案第4号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

人事院勧告に準じて町職員の通勤手当の改正を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町規則で」に改め、同号中アからスまでを削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内かつ1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の範囲内で町規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて、宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第1項に次の1号を加える。

(5) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条中第2項及び第3項を削る。

第3条第6項中「、第4項及び第5項」を「及び前2項」に改め、同条第7項中「町長が定める事情」を「規則で定める事情」に、「町長が定める金額」を「規則で定める金額」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「（取消しを含む。以下同じ。）」を削り、同項中「第5条」を「次条」に、「変更する」を「発する」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、規則で定める旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8条において同じ。）を含む。以下この項において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、速やかに、旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録しなければならない。

第4条第5項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費」を「、その他の交

通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条第2項から第11項までを削る。

第7条を次のように改める。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第9条から第17条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条から第11条の2までを削り、第7条の次に次の4条を加える。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを町長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が定めるものをいう。）をもって提出することができる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第12条から第22条までを削り、第11条の次に次の11条を加える。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供す

る自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3）前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

（4）前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、前3条又は前項各号に掲げる運賃若しくは費用を要する方法によっては旅行の目的を達成し難い場合であって、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具（町の所有に属するもの及び町が賃貸借契約により賃借するものを除く。職員にあっては任命権者が定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、移動に要する費用として、1キロメートルにつき37円を超えない範囲内において規則で定める額により算定した額及び当該費用に付随する費用を、その他の交通費の額とする。

3 前項の場合においては、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による旅費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。

（渡航雑費）

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とす

る。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて、その都度、任命権者が町長と協議して定める。

- 2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて、その都度、任命権者が町長と協議して定める。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が町長と協議して定める。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第2項に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各号及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

「第3章 外国旅行の旅費」を削る。

第23条から第31条の2までを削り、第22条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第23条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反して旅費の支給を受けた場

合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、町長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

「第4章 雜則」を削る。

第32条及び第33条を削る。

第34条中「町規則」を「規則」に改め、同条を第24条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮代町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宮代町条例第10号）の一部を次のように改める。

第5条を次のように改める。

(費用弁償)

第5条 特別職職員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）及びこれに基づく規則の規定による一般職員等に支給する旅費の例により支給する。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成10年宮代町条例第14号）の一部を次のように改める。

第2条を次のように改める。

(選挙長等の費用弁償)

第2条 選挙長等が職務のために旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）及びこれに基づく規則の規定による一般職員等に支給する旅費の例により支給する。

(宮代町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 5 宮代町証人等の実費弁償に関する条例（平成25年宮代町条例第1号）の一部を次のように改める。

第2条を次のように改める。

(実費弁償の額及び支給方法)

第2条 実費弁償の額及び支給方法は、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関

する条例（昭和44年宮代町条例第10号）及びこれに基づく規則の規定による一般職員等に支給する旅費の例により支給する。

- 2 実費弁償は、出頭し、参加し、又は出席したときに支給する。
- 3 前項に規定するもののほか、実費弁償の支給方法は、宮代町職員等の旅費に関する条例及びこれに基づく規則の規定により職員に支給する旅費の例による。
(宮代町消防団条例の一部改正)
- 6 宮代町消防団条例（平成23年宮代町条例第17号）の一部を次のように改める。

第9条を次のように改める。

（費用弁償）

第9条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）及びこれに基づく規則の規定による一般職員等に支給する旅費の例により支給する。

議案第6号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

国民健康保険税の税率等を改定するため、また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い子ども・子育て支援金分の課税額を規定するため、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.38」を「100分の7.70」に改める。

第5条中「40,000」を「44,900」に改める。

第6条中「100分の2.54」を「100分の2.70」に改める。

第7条中「14,400円」を「15,900円」に改める。

第8条中「100分の2.24」を「100分の2.35」に改める。

第9条中「15,700円」を「16,600円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,582円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について96円とする。

第23条第1項第1号ア中「28,000円」を「31,430円」に改め、同

号イ中「10, 080円」を「11, 130円」に改め、同号ウ中「10, 990円」を「11, 620円」に改め、同項第2号ア中「20, 000円」を「22, 450円」に改め、同号イ中「7, 200円」を「7, 950円」に改め、同号ウ中「7, 850円」を「8, 300円」に改め、同項第3号ア中「8, 000円」を「8, 980円」に改め、同号イ中「2, 880円」を「3, 180円」に改め、同号ウ中「3, 140円」を「3, 320円」に改め、同条第2項第1号ア中「6, 000円」を「6, 735円」に改め、同号イ中「10, 000円」を「11, 225円」に改め、同号ウ中「16, 000円」を「17, 960円」に改め、同号エ中「20, 000円」を「22, 450円」に改め、同項第2号ア中「2, 160円」を「2, 385円」に改め、同号イ中「3, 600円」を「3, 975円」に改め、同号ウ中「5, 760円」を「6, 360円」に改め、同号エ中「7, 200円」を「7, 950円」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第7号

宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

宮代町山崎アーチェリー場を廃止するため、宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮代町立体育施設設置及び管理条例（昭和59年宮代町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中宮代町山崎アーチェリー場の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

宮代町下水道条例及び宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

宮代町下水道条例及び宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

地方自治法第245条の4第1項に基づく国からの技術的助言に伴い、宮代町下水道条例及び宮代町水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町下水道条例及び宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(宮代町下水道条例の一部改正)

第1条 宮代町下水道条例（平成4年宮代町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は、」を「は、次の各号に掲げる工事を除き、」に改め、「宮代町下水道排水設備指定工事店規則」の次に「（平成10年宮代町規則第25号）」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 町において実施する工事

(3) 災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、町長が他の市町村等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事

第19条第2号中「非常災害」を「災害等」に改める。

(宮代町水道事業給水条例の一部改正)

第2条 宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、町長が他の市町村長等又は他の市町村長等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「、指定給水装置工事事業者が」を「給水装置工事を施行する者（町長を除く。以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が、」に改める。

第9条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「等」を加える。

第13条第1項中「非常災害、水道施設の損傷」を「災害等」に改める。

第34条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「等」を加える。

第43条第11号中「第34条」を「第37条」に改める。

第44条第8号中「第34条」を「第37条」に、「技術士」を「技術上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和7年度税制改正に基づき、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例(平成12年宮代町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第11条 第1号被保険者 (令和8年度分の保険料の賦課期日において町内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による町民税の賦課期日において町内に住所を有する者 (同法第294条第3項の規定により町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。) に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。) のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者 (同年中の給与等 (所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。) の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。) の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項 (第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。) の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額 (地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者 (同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。) の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項 (第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。) の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は

第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の

地方税法の規定による町民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による町民税の賦課期日において町内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による町民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による町民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い宮代町税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い宮代町税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入

金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による町民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

宮代町手数料条例の一部を改正する条例について

宮代町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機による住民票等の交付等に係る手数料の見直しを図るため、宮代町手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町手数料条例の一部を改正する条例

宮代町手数料条例（平成18年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「450円」の次に「（多機能端末機（本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。）を利用するによる交付の場合にあっては350円）」を加え、同項第10号及び第12号中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては200円）」を加え、同項中第20号及び第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号から54号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条中「郵便為替法（昭和23年法律第59号）第7条に規定する定額小為替」を「郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。

別表第6中「都市計画法」の次に「（昭和43年法律第100号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第3条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

2 令和8年5月1日から令和9年3月31日までの間における第2条第1号、第10号及び第12号の規定の適用については、同条第1号中「350円」とあるのは「10円」と、同条第10号及び第12号中「200円」とあるのは、「10円」とそれぞれ読み替えるものとする。

議案第11号

宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附条例の一部を改正する条例について

宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

地方創生応援税制に係る寄附金を宮代まちづくり基金として積み立てできるようにするため、宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附条例の一部を改正する条例

宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附条例（平成20年宮代町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人又は団体」を「個人、団体又は企業」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に次の1号を加える。

(1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の改正に伴い、宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮代町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を削り、同表の12の項中

「母子保健法による妊娠」を「母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠」に、「予防接種法」を「予防接種法（昭和23年法律第68号）」に、「健康増進法」を「健康増進法（平成14年法律第103号）」に、「ひとり親家庭医療費助成条例」を「宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例」に、「子ども医療費助成条例」を「宮代町こども医療費支給に関する条例」に、「重度障害者医療費助成条例」を「宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例」に改め、

「

妊産婦医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
老人（高齢者移行）医療費条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて、議決を求める。

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	第1661号線	宮代町大字須賀字下堤外1710番33地先	
		宮代町大字須賀字下堤外1710番28地先	

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

大字須賀字下堤外地内の宅地造成により町に寄附される道路を、町道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第14号

宮代町監査委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を宮代町監査委員に選任することについて同意を求める。

1 住 所 [REDACTED]

2 氏 名 宮 崎 修 一

3 生年月日 [REDACTED]

令和8年2月18日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに宮崎修一氏を宮代町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第15号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- | | |
|--------|------------|
| 1 住 所 | [REDACTED] |
| 2 氏 名 | 田 口 寿 美 子 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

令和8年2月18日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現公平委員会の委員である田口寿美子氏を引き続き公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第16号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

1 住 所 [REDACTED]

2 氏 名 横 手 敏 夫

3 生年月日 [REDACTED]

令和8年2月18日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現固定資産評価審査委員会の委員である横手敏夫氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第17号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- | | |
|--------|------------|
| 1 住 所 | [REDACTED] |
| 2 氏 名 | 大澤 亨 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

新たに大澤亨氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第18号

令和7年度宮代町一般会計補正予算（第6号）について

令和7年度宮代町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

国補正予算による普通交付税の追加交付、須賀小学校建設準備金の基金への積立のほか、各種事業実績の確定に伴う事業費の増減などに伴い、令和7年度宮代町一般会計予算から1億3,629万5,000円を減額し、総額を145億5,386万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

繰入金及び疾病予防事業費等の確定に伴い、令和7年度宮代町国民健康保険特別会計予算から2,814万8,000円を減額し、総額を33億3,928万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第20号

令和7年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和7年度税制改正に基づく介護保険システムの改修に伴い、令和7年度宮代町介護保険特別会計予算に93万5,000円を増額し、総額35億9,861万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第21号

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

繰入金及び後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の納付見込額の増に伴い、令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に2,195万6,000円を増額し、総額を7億4,761万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第22号

令和8年度宮代町一般会計予算について

令和8年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和8年度宮代町一般会計予算の総額を165億5,200万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

令和8年度宮代町国民健康保険特別会計予算について

令和8年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和8年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を33億6,678万8,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定によりこの案を提出するものである。

議案第24号

令和8年度宮代町介護保険特別会計予算について

令和8年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和8年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を34億8,053万1,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

令和8年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和8年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を8億3,007万2,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第26号

令和8年度宮代町水道事業会計予算について

令和8年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和8年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を8億1,707万7,000円とし、収益的支出の予定額を9億3,631万3,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を9,718万8,000円とし、資本的支出の予定額を5億8,147万8,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第27号

令和8年度宮代町下水道事業会計予算について

令和8年度宮代町下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月18日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和8年度宮代町下水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を11億6,249万6,000円とし、収益的支出の予定額を11億4,142万5,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を7億7,532万5,000円とし、資本的支出の予定額を8億9,312万7,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。

